

(令和2年7月1日～令和3年6月30日に借入申込書を受理するものに適用します。)

京都府

○：不足地域

- 新設の場合、融資対象となります。
- 増改築の場合、「甲種増改築資金」として融資対象となります。

×：充足地域

- 新設の場合、原則として融資対象になりません。
- 増改築の場合、「乙種増改築資金」として融資対象となります。
- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師による新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。

(詳細は、「ご融資の種類」ページ等をご参照ください。)

市区町村名	一般診療所 過不足	歯科診療所 過不足
京都市	×	×
福知山市	○	×
舞鶴市	○	×
綾部市	○	×
宇治市	○	×
宮津市	×	○
亀岡市	○	○
城陽市	○	○
向日市	○	×
長岡京市	○	×
八幡市	○	○
京田辺市	○	×
京丹後市	○	○
南丹市	○	○
木津川市	○	○
(乙訓郡)		
大山崎町	○	○
(久世郡)		
久御山町	○	○
(綴喜郡)		
井手町	○	○
宇治田原町	○	○
(相楽郡)		
笠置町	○	×
和束町	○	○
精華町	○	×
南山城村	○	○
(船井郡)		
京丹波町	○	×
(与謝郡)		
与謝野町	○	○
伊根町	×	×